

「とちぎ観光いちご園元気アップ対策事業安全・安心 PR 事業」業務委託仕様書

本仕様書は、とちぎ観光いちご園連絡協議会（以下、「甲」という。）が発注する「とちぎ観光いちご園安全・安心 PR 事業」業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 目的

栃木県の観光いちご園は年間 60 万人が訪れる観光資源であり、「いちご王国・栃木」を支える重要な柱となっているが、令和 2 (2020) 年産シーズン中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、来園者数の半減や新たな販路の開拓を迫られる等、大きな影響を受けた。

そのような状況下で、当協議会では令和 2 (2020) 年 12 月に「観光いちご園における新型コロナウイルス感染拡大予防推奨ガイドライン」を策定し、コロナ禍における来園者の受入れ体制の強化を行った。

現在、ガイドラインの取組に加え、協議会員が一丸となり一定水準での感染症対策を行い、コロナ禍における来園者受入れ体制の更なる強化を図っているが、第六波への懸念等から来園者数が回復するか不明瞭である。

そこで、県内の観光いちご園がコロナ禍においても安全・安心に楽しめることを PR する web サイトの作成及びリンクするデジタル広告を発信することにより、半減した来園者数の回復を図る。

2. 事業費

9 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 4 (2022) 年 3 月 18 日（金）まで

4. 委託業務内容

(1) 観光いちご園安全・安心 PR サイト（以下、「PR サイト」という。）の構築・運営業務

ア PR サイト概要

(ア) コンセプト

県内の観光いちご園が、コロナ禍においても安全・安心に楽しめることの PR 及び各観光いちご園への誘客促進

(イ) 公開時期

令和 4 (2022) 年 2 月

(ウ) PR サイト構成

- ・観光いちご園が行う感染症対策の取組を掲載すること。
- ・栃木県地図上への所在地をマッピングや、アクセス情報を掲載するなど、県内外の利用者に分かりやすい情報を発信すること。
- ・各園で摘み取りや直売で購入できる品種をまとめること。
- ・ホームページを持つ農園についてはリンクを掲載すること。

(エ) 対象デバイス

PR サイトの閲覧に対応するデバイスは、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末とする。

(オ) 掲載場所

アグリネット内に観光いちご園の特設ページを構築する。

<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/tochigi-nouson-meguri/>

イ システム要件

(ア) 基本要件

a 開発要件

- ・開発環境は乙において用意すること。
- ・開発に係る内容の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

b 管理サーバー：栃木県が保守管理するサーバーを使用すること。

c 対応プラットフォーム要件

下記のプラットフォームで、ホームページが正常に表示されること。また、契約期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

- ・Windows8.1以降のMicrosoft Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox の各最新版ブラウザで動作すること。
- ・Mac OS 10.13以降のSafari、Google Chrome、Firefox の各最新版ブラウザで動作すること。
- ・iPad タブレットの i OS 14 以降の Safari、Google Chrome、Firefox の各最新版で動作すること。
- ・Android タブレットの Ver-9.0 以降の Google Chrome、Firefox の各最新版で動作すること。
- ・iPhone の i OS 14 以降の Safari、Google Chrome、Firefox の各最新版で動作すること。
- ・Android スマートフォンの Ver-9.0 以降の Google Chrome、Firefox の各最新版で動作すること。

d 十分な SEO 対策を行うこと。

(イ) サービス提供に関する要件

a 保守要件

- ・運用開始から契約期間満了日までの企画を含めた運用・保守作業は、本業務内で行うこと。

(2) デジタル広告配信業務

ア 内容

- ・(1) で制作した PR サイトが広く閲覧されるよう目標広告表示回数を設定の上、「ターゲティング広告」等の広告配信を実施すること。
- ・予算規模に達しないうちに広告表示回数が目標回数に達した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- ・広告表示回数は 80 万回を目安に設定すること。
- ・より広告効果が高い広告方法がある場合は企画提案書に盛り込むこと。

イ 広告配信対象

広告配信は以下をメインターゲットとし、詳細は甲と別途協議する。

- (ア) 首都圏のファミリー層
- (イ) 栃木県に訪問志向のある旅行者

ウ 広告配信時期

広告配信時期については、令和4(2022)年2月から3月までの期間での実施を目安とし、詳細は甲と別途協議する。

(3) 効果測定及び報告業務

広告配信完了後に、事業の結果分析を盛り込んだ「分析結果報告書」(様式任意)を速やかに提出すること。

5. 委託業務の支払等

委託料の支払は、業務完了後の精算払いとする。

6. 事業完了後の手続

(1) 業務完了報告

乙は、業務委託の完了報告を以下の①及び②の提出(いずれも任意様式)により、契約期間に行うこと。

- ①業務完了報告書
- ②成果品

作成したデザイン画像、使用した画像は電子媒体で提出すること。

(2) 処理状況の報告

乙は甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7. その他

- (1) 乙は本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が業務委託を行う前に当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止、その個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (6) 制作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。)は甲に帰属するものとし、受託者は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (7) デジタル広告完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。